

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第35回津市都市計画審議会
2 開催日時	令和8年8月6日（木） 午前10時から午前11時5分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室 (津市西丸之内23番1号)
4 出席した者の氏名	(津市都市計画審議会委員) 浅野聡、小柴眞治、松本くみ子、太田義政、森秀美、 草深靖志、阿部重雄、滝勝弘、小島晴美、八太正年、 柏木はるみ、佐藤チコ (事務局) 都市計画部長 草深寿雄 都市計画部次長 酒井亮 都市政策課長 北川圭太郎 都市政策課調整・企画管理担当主幹(兼)企画員・都市計画・景観担当主幹 紀平篤史 都市政策課企画管理担当副主幹(兼)都市計画・景観担当副主幹 松下裕輔 都市政策課都市計画・景観担当主査 松田健 都市政策課都市計画・景観担当主事 近藤悠介 建築指導課長 秋田道康 建築指導課建築指導担当副主幹 神田真澄 建築指導課建築指導担当副主幹 水谷聡志

5 内容	(1) 開会 (2) 議題 津審議第93号 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について (3) その他 (4) 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3181 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

都市計画部長

【開会宣言及び挨拶】

事務局

本日は司会進行を務めさせていただきます、都市政策課長の北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づいて、公開し、一般市民の方の傍聴席を設けております。また、会議の結果を発言者の氏名と共に、ホームページで公表させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議の議長ですが、津市都市計画審議会条例第7条第1項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、浅野会長よろしくお願いいたします。

議長（浅野会長）

本日は、各委員の皆様のご出席を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日、ご審議いただきますのは、お手元の会議次第にありますとおり、「一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」の1案件になります。

委員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、議事運営につきましては、委員各位の格別のご協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の会議次第のとおり進めたいと思いますが、事務局、本日の傍聴者の状況についてご説明願います。

事務局

本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を進めていただければと思います。

議長（浅野会長）

本日は、傍聴希望者がみえないということですので、このまま会議を続けさせていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会の成立の可否について、事務局より報告してください。

事務局

ご報告申し上げます。

ただいま、審議会委員15名中12名の方がご出席いただいておりますので、津市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

議長（浅野会長）

会議の成立を認めます。

それでは議案の審議に入りたいと思います。

津審議第93号一般廃棄物処理施設の敷地の位置についての説明を事務局、お願いします。

事務局

それでは、津審議第93号一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、ご説明いたします。前方のスクリーンまたはお手元の資料をご覧ください。

2ページをお願いします。

目次として、本日の説明はこの4項目についてご説明いたします。

最初に「法的位置付け」、次に「施設及び事業の概要」、次に「都市計画上支障がないと認められる理由」、最後に「まとめ」です。

それでは、順番にご説明いたします。

3ページをお願いします。

法的位置付けとして、建築基準法第51条についてご説明します。都市計画区域内において、卸売市場などのほか政令で定める処理施設について、その敷地の位置は十分に検討されなければなりませんので、原則として都市計画決定しているものでなければ建築してはならないこととなっています。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は建築可能となります。

今回の計画は、既存の工場内にある廃プラスチック再資源化処理施設について、廃棄物を受け入れて廃棄物処理施設に用途を変更する計画であり、変更後の用途が政令で定める処理施設である「一般廃棄物処理施設」に該当し、許可が必要となるため、特定行政庁である津市が津市都市計画審議会へ付議するものです。

なお、一般廃棄物処理施設の内、1日あたりの処理能力が5tを超えるものが建築基準法第51条の対象となっております。当施設は、産業廃棄物の受入も想定しており、産業廃棄物処理施設としての許可も受ける計画となっています。画面下に示すように、都市計画決定の権限に合わせ、産業廃棄物処理施設については県決定であるため三重県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設は市決定であるため津市都市計画審議会の議を経ることとなっています。

4ページをお願いします。

施設及び事業の概要についてご説明します。

本計画は、ごみ処理施設である一般廃棄物処理施設であり、申請者は株式会社 LIXIL です。敷地の位置は津市戸木町で、津都市計画区域内に位置しています。

5ページをお願いします。

敷地の位置は画面真ん中部分の赤く囲われた部分で、北側の国道163号、南側の国道165号に挟まれており、久居インターチェンジの出入り口から西方向に約1.7kmの戸木工業団地内にあります。

6ページをお願いします。

表の4項目目にあります、本計画の施設の処理能力について、処理工程は工程(A)から(D)までの4工程に分かれており、それぞれの工程で一日あたりの処理能力が5tを超えております。敷地面積、建築面積は表に示すとおりで建蔽率は41.71%となっております。操業体制は、将来計画として最終的には16人の3交代制で、計48人で対応する計画です。搬入・搬出車両について、搬入搬出時間は午前8時から午後5時までで、搬入車両の台数は1日あたり2台、搬出車両の台数は1月あたり1台の計画です。

7ページをお願いします。

本計画の特徴としましては、容器包装プラスチックのうち、PP（ポリプロピレン）、PE（ポリエチレン）など単体の性質で作られたものだけではなく、これまで再資源化が困難であった、複数の素材でできたプラスチックや、PVC（ポリ塩化ビニル）などについても再資源化を可能とする技術開発が行われ、画面で示すレビアという舗装材への再利用が可能と

なったものです。なお、既に敷地内に設備は整備されておりまして、現在は、有価物のプラスチック原料にて製品が製造されております。一般廃棄物処理施設としての許可を得た後は、レビア製造のための原料として、地方自治体が回収する一般家庭から排出される容器包装プラスチックなどを一般廃棄物として受け入れることが可能となります。

8 ページをお願いします。

各工程について御説明します。

図の左側のAラインについて、容器包装プラスチック等を対象に、「PS 単体樹脂、PE・PP 混合樹脂」と「その他複合樹脂」に選別し、「PS 単体樹脂、PE・PP 混合樹脂」はAラインの洗浄粉砕機②によって破碎のうえ、容量が小さくなった「減容品」となり、Cラインへ運ばれます。図の中央にあるBラインについて、Aラインで選別されたその他複合樹脂、これが先ほど説明しました、これまで再資源化が困難であった様々な種類が混在した廃プラスチックとなりますが、一軸破碎機、洗浄粉砕機①により破碎し、「減容品」としてCラインへ運ばれます。図の右上にあるCラインについて、AラインとBラインで「減容品」となったものがCラインに運ばれ、プラスチック微粉砕機によってさらに細かく破碎します。Cラインで破碎された粉状のものについては、木材を混合したうえで、Dラインで粒状の塊であるペレット原料に加工し、押出工程へ運ばれ、その後の工程で舗装材へと加工されることになります。

9 ページをお願いします。

本計画が、都市計画上支障がないと認められる理由については、三重県により審査の視点が示されており、画面に示す7つの項目について審査することにより、都市計画上支障がないか確認を行っております。市では建築基準法第51条の許可基準を設けており、その基準に基づきこれら7つの項目の確認を行いました。

10 ページをお願いします。

まず1項目目、「上位関連計画における土地利用上の妥当性」について、上位計画である津市都市マスタープランにおいて、本計画の敷地は、工業系の土地利用の維持・充実に努める「内陸部工業エリア」に位置付けられています。

11 ページをお願いします。

用途地域については、既に工業系土地利用が図られている工業専用地域内にあるため、土地利用上妥当です。

12 ページをお願いします。

次に「周辺建物の状況」について、学校や、老人ホーム、保育所、病院、診療所、図書館、公園、住居系用途地域から100m以上離れているかどうかを確認することになりますが、申請敷地の周辺には、久居病院、風の丘認定こども園及び久居中央スポーツ公園がありますが、本計画の敷地から100m以上離れています。また、住居系用途地域は、敷地の南東にある第1種住居地域が直近となりますが、申請敷地から約400m離れています。

13 ページをお願いします。

次に「施設計画の妥当性」について、敷地の建蔽率は41.71%で50%以下であり、敷地形状は概ね整形で、敷地内に一般車両と搬出入車両の駐車場が確保されておりますので、施設計画は妥当です。

14 ページをお願いします。

議長（浅野会長）

草深委員

次に「周辺環境への配慮」について、粉じん、騒音、振動、悪臭、排水の周辺環境への影響、緩衝帯の設置について確認しておりますが、一般廃棄物処理施設を設置するに当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、同法の窓口である三重県津地域防災総合事務所環境室に対し、一般廃棄物処理施設設置許可申請書を提出することになっておりまして、この許可申請の際には事業者が生活環境影響調査を実施し、その結果を添付する必要があります。この生活環境影響調査書においては、「予測値と目標の整合性」や「環境保全措置の結果」等を踏まえて生活環境影響が評価されており、その結果「生活環境への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されている」と評価されています。この許可申請は、既に協議が整っており、令和8年7月27日に三重県津地域防災総合事務所環境室により許可されています。

15ページをお願いします。

「搬入・搬出路の妥当性」について、南北両方の経路で搬入搬出を行う計画であり、南からの経路は、国道165号から市道羽野20号線、市道羽野19号線を経由します。北からの経路は、国道163号から県道片田井戸久居線、市道片田町久居戸木線、市道羽野20号線、市道羽野19号線を経由します。敷地面積3,000㎡以上ですので、搬出入口から幹線道路に至る間の道路の幅員が9m以上であること、搬出道路は歩道と車道が分離されている場合を除き、通学路と相当の区間にわたって重複しないことを確認しますが、搬出入口から、幹線道路である国道163号、国道165号に至る間の道路の幅員は全て9m以上であり、経路の一部は北側に位置する津市立片田小学校の通学路と重複しますが、経路の一部分であるとともに、車道と歩道は分離されており、歩行者の安全性が確保されていると言えます。以上のことより、搬入・搬出路は妥当です。

16ページをお願いします。

「関係機関との協議」については、廃棄物処理法担当部局と十分に調整されていることを確認しますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物処理施設設置許可申請について、令和8年7月27日付で三重県津地域防災総合事務所環境室により許可しております。最後に、「地元との協議」については、「敷地境界線から30mの範囲にある土地、建物の所有者、事務所等の代表者」、「敷地及び近隣の土地を区域に含む自治会等の代表者」に対して十分に説明がなされていることを確認しますが、事業者は、敷地境界線から100mの範囲にある事業者や自治会の代表者に対して、事業内容について説明を行い、周知されております。

17ページにまとめを記載しております。

7つの項目について確認を行いました結果、「一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障ない」と認められると判断しております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

ただいまの議案について、委員の皆さまからご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

今回の審議は一般廃棄物のことについての審議だと思うんですが、産

	業廃棄物の許認可関係は県の方ということですよ。 扱う商品は容プラとかペットボトル関係で、産業廃棄物の扱いというのは即ち搬出先のことですよ。一般の家庭からでるごみについては一般廃棄物、工場事務所等からでるものは産業廃棄物という扱いで、ものに変わりはないですよ。
事務局	容器包装プラスチックというものには変わりはありませんが、ペットボトルは対象としておりません。
草深委員	もうひとつは、木材を混ぜ合わせて部材を作るという風になっておりますけども、木材は有価物ということで、産業廃棄物、一般廃棄物ではないという扱いでよろしいのでしょうか。
事務局	はい、今回このプラスチックの関係が廃棄物ということでして、木材は有価物として仕入れているため、廃棄物ではありません。
草深委員	最後ですけども、熊本地震をテレビで見たんですけど、日本製紙の熊本工場で煙突が3本ほど倒れていましたが、今回の計画は煙突などの整備はないのでしょうか。
事務局	廃棄物を燃やす施設ではありませんので、煙突はありません。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
八太委員	教えてください。搬入台数は10t車で1日2台ということで、搬出は1台なんですけど、月に1回ということですか。
事務局	月に1台と想定しています。
八太委員	あと残りは、搬入した量は商品になるということですか。
事務局	先ほどお示したペレットというものになります。
八太委員	わかりました。ありがとうございます。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
滝委員	13ページ、下から2行目に「敷地形状は概ね整形である」と書いてあるんですけども、これは都市計画上支障がないと認められる理由ということですよ。整形であるから認められる。整形でなかったら認められないと。左を見るときれいですけども、右を見ると若干ギザギザしている。これはどこまで敷地がギザギザしていたり窪んでいたりしたら、支障がないと認められない場合が出てくるのか、そういった整形の扱いについて教えてください。
建築指導課	ご説明します。関係者への周辺の説明範囲がございすけれども、敷地の境界からの距離を考えると、例えば意図的に説明範囲を狭くす

	るとか、不自然な形にするということを防ぐために基準を設けております。今回は形状によって特段作為的に説明範囲を狭めようということがございませんので、整形という判断をしております。
滝委員	ありがとうございます。説明の範囲を狭めるものではないということで整形と判断されたということで理解しました。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
佐藤委員	6 ページなんですけども、下から 2 番目の搬出台数なんですけど、10t 車月 1 台ということなんですけども、これは、商品になったものが月に 1 台ということでいいんでしょうか。
事務局	商品ではなくて、リサイクルしきれなかったごみです。汚れたものや種類が混在したものでも再利用できるようになるという技術なんですけども、それでも再利用できなかったものが最終的に発生します。
佐藤委員	そうしますと、有効な再利用率は何%くらいになるんでしょうか。分からなかったら大丈夫です。かなりの割合でそのまま有効に使われるという事ですね。
事務局	割合まではわからないんですけど、集められた容器包装プラスチックに金属ごみなどが混ざっていたりしますので、そういうものがごく少量選別されて、平均で月 1 台程度搬出すると想定されています。
佐藤委員	わかりました。ありがとうございます。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
八太委員	今の質問で、10t 車月 1 台が廃棄する品物やとこういうことをお聞きしたね。一般のごみ処理はうちの施設で処理するの。最終的に一般廃棄物のごみ処理は行政津市になると思うんだけど、産業廃棄物扱いになるのかどっちになるの。一般で受けたんやで最後まで一般ですかねこれ。これ今言われた月に 10t 車 1 回の廃棄物はどこに持っていくの。
事務局	後で確認させていただきますでしょうか。
八太委員	すぐにしやなあかんやろこんなもの。大事なこと。なっとですんやこんなこと、審議会かけといて。
事務局	確認させていただきます。
議長（浅野会長）	それでは今確認をしていただいておりますので、その間、他の委員の方からご質問などがあればお願いしたいと思います。
柏木委員	同じく 6 ページです。搬入搬出車両の出入り時間は午前 8 時から午後 5 時まで、これは了解いたしました。その上でなんですけど、常駐する作

	業員 16 人 3 班交代制で実施していくということですが、それは 24 時間動いていくという理解でよいでしょうか。地元の了解は得ているのでしょうか。騒音の問題についてお聞かせください。
事務局	最終的には 24 時間の稼働を予定しており、地元には説明しております。
柏木委員	ありがとうございます。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
小島委員	15 ページになります。搬入搬出路の妥当性というところで、片田小学校の通学路がありますが、幅員で 9 m 以上ということが書いてありますけれども、国道 163 号線は幅員 9 m 以上ありましたでしょうか。片田団地に向かう道路よりも幅員が少し狭く感じましたのでお聞きします。
建築指導課	9 m はあります。
小島委員	通学路になりますので、十分注意していただきたいと思います。お願いいたします。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
草深委員	佐藤委員が質問されたことですが、1 日に 10 t が 2 台入ってきますよね。月に 1 台 10 t が出ていくという事だと、最終的な本当の処理できないごみは単純に割ったら算出できるのではないのでしょうか。1 日に 2 台 × 30 日に対し、月に 1 台搬出という計算。
事務局	お調べしていないですが、ここだけ見るとそのような計算になるかと思えます。
建築指導課	先ほどの八太委員からのご質問ですけれども、産業廃棄物になりました、LIXIL では処理できませんので、他のところへいくんですけれども、そのあと固形燃料になるという風に伺っております。
八太委員	今説明いただいたんですけれども、一般廃棄物は、最後まで一般廃棄物やと思うんですけれども、LIXIL で製品化した時のことから鑑みて、産業廃棄物になると。排出物は、材料として使えないものは産業廃棄物扱いになると、こういう事ですね。
建築指導課	はい。
八太委員	ありがとう。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。

草深委員	固形燃料はどこが使うんですか。
建築指導課	そこまでは把握しておりません。お調べしてお伝えさせていただきます。
議長（浅野会長）	他にご質問はありませんか。
小柴委員	事業のことでお聞きしたいんですけど、廃棄物は全部津市さんだけのものなのか、津市以外、県外からも運んでくるのかどうかということと、あとは処理能力の計算式が示されておりますが、当初からこんなスペックでやらないと思うんですよね。当初どれくらいで始めて、最終的にはフルスペックで搬入１０ｔ１日２台、搬出１０ｔ月１台、これはフルスペックだろうと思うんですけど、そこらへんをお聞きしたい。 あと、LIXIL さん、ご存じのようにグローバルな大企業でございますので、ここの施設以外でも他のところで稼働しているところとか、今から同じような施設を造るとか、これは LIXIL さんの事業なのでわかる範囲で結構ですが教えてください。
事務局	まず、フル稼働しているかという質問なんですけど、今は試験的に施工しているという状況でございます。津市では今後ですね、LIXIL さんが一般廃棄物を扱えるようになった場合ですけれども、汚れプラ等を津市全体で約３，２００ｔ、LIXIL さんも含めた複数の事業者に対して引き渡すという計画がございます。想定でございます。 他の地方公共団体からも受け入れることが可能となります。そこは LIXIL さんの今後の事業計画によるというところになります。
議長（浅野会長）	それでは他の委員の方ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。 色々ご質問いただきましたが、詳細について確認をしていただきましてどうもありがとうございます。 それではご質問ご意見などがないということであればですね、ただいま色々ご質問していただきましたけれども、計画そのものへの反対意見は特にありませんでしたので、先ほど色々詳細に確認していただいたということで、津審議第９３号につきましては、原案のとおり承認させていただければと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
議長（浅野会長）	どうもありがとうございます。 それでは答申案の作成について、如何したらよろしいでしょうか。
事務局	答申案の準備はすぐにできますので、このままご自席でお待ちいただければと思います。 ～ 答申案作成 ～
議長（浅野会長）	それでは方針案ができましたので、今から読み上げさせていただきます。

	す。 令和8年8月6日一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（答申） 令和8年7月23日付け津市都第292号にて諮問のあった、津審議第93号一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので答申します。 内容について今読み上げましたがよろしいでしょうか。 よろしいですか。 はい、ではどうもありがとうございます。 それでは今確認をしていただきましたので、後ほど事務局の方に提出させていただきます。 それでは以上で審議は終了とさせていただきます。 事務局からその他事項は何かありますでしょうか。
事務局	その他事項といたしまして、1点ご報告させていただきます。 昨年度の会議の際にもお伝えいたしましたが、平成30年3月に策定しました都市マスタープラン、緑の基本計画、立地適正化計画は令和9年度末までの計画となっておりますので、令和7年度から3年間掛けて新たな計画の策定作業を進めております。 令和7年度については「現況等の整理」、「課題の整理」、「基本理念や目標の設定」等を行いました。これらについては、庁内において内容確認や意見聴取を進めており、その後、津市都市マスタープラン等策定推進アドバイザーとしてお願いしております浅野委員、三宅委員にお示しし、ご助言をお願いしたいと考えております。 今年度は本市の将来都市像や土地利用の方向性、都市づくりの分野別方針など、計画の骨格となる方針について検討を進めていく予定でございます。 計画策定の進捗状況については、報告できる内容がまとまり次第、都市計画審議会の開催時期に合わせてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
議長（浅野会長）	ご報告をどうもありがとうございます。 ただいまの報告につきまして委員の方から何かご質問はありますでしょうか。 今後いつ頃検討結果というものは報告予定になりますかね。都市マスタープランと立地適正化計画の審議会への報告の予定についてもう少しスケジュールを教えてくださいませんか。
事務局	次回の都市計画審議会は10月頃を予定しているんですけども、その際に経過報告をさせていただきたいと思います。
議長（浅野会長）	それでは、現状の予定ですと、次回の都市計画審議会の時にですね、都市計画マスタープランなどの見直しの中間状況について報告していただけるということですので、その報告を受けて、委員の方からご質問などがあれば出していただくということをお願いしたいと思います。 それではただいまの都市マスタープランと立地適正化計画の見直しですけれどもよろしいでしょうか。そのような感じでこの都市計画審議会

八太委員

で、ご報告していただくということをお願いしたいと思います。

議長（浅野会長）

その他意見だけ言わせていただけますか。

八太委員

わかりましたお願いします。

議会でも当然承認されていると思うんですが、実は予算がですね、都市計画道路、旧津市からですね、こちらへ合併してから引き続きいと思うんですけど、一向に進まないんですよ。前ここでご意見いただいて、最優先の計画道路やということやったけど、それもなかなか出来てませんよね。これ20年経ったけど都市計画道路なんにもやってないんです。これいったい何のために審議会で認めてもらった都市計画道路がですね、進まないんですよ。これ不思議な話なんですけども。予算も全然提案されないんですよ。これ都市計画と道路やる建設との連携っていうか、それはどうなっとんの。これみんなに説明せなあかんよ。全然進んでないでしょ。部長良く知ってるでしょ。こんなことではあかんですよ。せっかく決めてもらった事20年経ってもほったらかしやに。こんなことでええの。この審議会の議決はどうなっとんの結果的に。旧津市でやられたことやと思いますけど、引き継いでますよね合併してから。なんにもやっていない。いつの予算でも予算化されてない。これは合理性をもった予算を計上しなければならないとなっているけれども何にも合理性あらへん、提案されないんですよ。これはちょっとご意見いただいてみなさんに意見いただかなあかん話かなと僕は思ってます。道路がないもんは災害の時に、まず道路の話が出てくるとは思いますけれども、道路の重要性というのはみんなが知っていただいていると思うんで、僕自身は都市計画道路を速やかに整備していただくようお願いしたいと思うんですけども。

前もね、青木副市長の時に最優先道路ですということと言われた。やります、井戸山垂水線。これ何にもやっていない。努力がない。まず予算が計上されてないんですよ。職員の人動けない。これはどういう行き違いになっているのか、どういう考え方で進めないのか、聞かせてもらいたいです。

事務局

都市計画部長でございます。

今、委員がおっしゃっていただいたことは、津市の市議会でもずっと言っていたとおりまして、まず、都市計画道路の都市計画部の考え方。委員のみなさまご存じかと思いますが、都市計画道路はですね、津市の将来都市構造に非常に重要な影響を与えるような道路ということで、広域的な道路として長期間に渡って計画していく道路ということで、委員おっしゃったようにですね、中にはすぐできない道路というものもございます。そういう風なものがある中で、都市計画部の方はですね、いわゆる国なり県なり市が都市計画決定を行ったと。その部分についてどこを整備していくのかというのは、津市の場合は建設部局の方で、道路整備計画というものを作って、優先順位を付けてですね、そこから順に整備をしていくという形で進めてございます。その中で確かに委員おっしゃるように、道路整備計画の優先順位の高いものが、なかなかまだ手が付いてないことがあることも事実でございまして、そこについては

建設部の方ですね、重要度、優先順位とか地域の合意形成の状況とか、そういうものを総合的に判断しながら、予算も考えながら整備を進めていくということでございます。都市計画道路の整備もですね、年々予算も当然計上して順次進めていっている状況ではございますので、津市として、全体としてはですね、将来都市構造に影響を与える重要な道路ということで、今決定している道路についてはですね、非常にこれは重要な道路ということで、計画的に進めていっている状況でございます。

八太委員

部長あんまりな、ていのいい表現はあかんに。20年経つとんのやに、20年。そんな、それ以上の長期的な道路なんですかこれ。何のために決めたん都市計画って。そこがね、実は、建設で執行する、実行するということについてね、都市計画部が建設部と行き違いというかね。予算化されてなかったら、都市計画で優先されているわけやで予算化してほしいということを提案できやんの。建設部におんぶに抱っこですか。決めるだけ決めたらあとは知らんと。おかしいんですよ。それを調整するのが副市長も見えますしね、財務も当然あるし、市長でしょ。この都市計画道路はどうでもいいの。20年経ってあなた言われているように何にも進んでないよ、現実には。僕が質問しても答弁は旧津市の時の答弁をしとるだけ。何にも変わってないよ。あなた、私の立場と代わったらどう言います。今の答弁でよろしいなと言うか。現実には予算化いつしたんですと。都市計画道路の予算化いつしたん。答弁してください。

事務局

八太委員おっしゃっていただいている久居井戸山垂水線、これは前回の見直しの時に一部見直しをかけて残している道路ですので、この道路は必要という形で都市計画決定をしておりますし、都市計画道路としては重要な道路とこんな風な認識をしております。これは建設部として津市としてもいっしょの考え方でございます。

都市計画道路の予算は、半田久居線なんかはですね、今年度も予算計上をさせていただいていると、ここ数年はずっと半田久居線の都市計画道路の整備として予算計上をさせていただいていると、そんな風な認識でございます。

建設部の方に都市計画道路の予算化について何か言えるのかというご質問ですけど、ここについてはですね、津市の中では、都市計画の場合は、都市計画決定をした後は、道路の部局である建設部の方で道路整備計画を作って順次進めていっているという風な形でございますので、我々も当然どのような道路をやっていくかっていう事は当然把握をしておりますが、そこについてはですね、都市計画部から意見をという風な形になってございませぬ。私共としては都市計画道路の整備をですね、推進していくという風な方向で、整備率は順次把握をしているという風な状況でございます。

八太委員

半田久居線、これは斎場の関係でしただけのことですよ。現実には都市計画道路になっとったん、前から。それやったら今言うるとる井戸山垂水線は最優先やっという青木副市長の時の答弁ですよ。それ、何にも手つかずですよ。それから今言うるとこは、井戸山のとこちょっと削ってますね、当初の計画よりか少なくなった、短くなったことは事実ですけども、現実には桜が丘団地から垂水の入口までですね、整備されて、あと

真ん中土地買うのは道路だけです。中勢バイパスもちゃんと上、計画通りですね、上走ってますよ、問題のないように。都市計画道路に支障のないようにやってますよ。だって、都市計画道路を進めていくと、今度そこへものを作る時は、道路ができる時は立ち退くっていうことも含めてですね一筆入ってますよね。にも関わらずずっとほったらかしじゃないですか。今言うとなのは、井戸山垂水線の話が最優先と言うてますが、他のところでもみんな一筆入ってますよ。事業出来ませんよ。都市計画道路の線引きのところに入ったとったら、勝手な事でできませんよ、下は。日本国の土地やから。そうでしょ。それにも何にも計画して予算も何にも立ててこん。そうでしょ。あれ斎場の時に今言われるところは造った道路なんです。悪いと言いませんよ。悪いと言いませんけど他のところ何にもやってないじゃないですか。昔から決められた都市計画道路やってないでしょ。今、都市計画道路って言われたけど、合併してからの都市計画道路じゃないですか。津市の時あらへんだと思いますよ。あったとしても、今くどうですけれども、青木副市長の時には、井戸山垂水線は最優先ですわと僕説明も聞いてますよ。何にも予算化されておらん。予算化して進めとるような答弁されてますけど、全然違いますよ。どこに責任があるんですか。整理するのは副市長が整理してないから、市長が整理してないからあかんの。都市計画審議会で決められたらあとは建設部へほりっ放しか。そんなんおかしいでしょ、津市なんやから。違う。津市やからきちんとやってもらいたいということをお願いしとるんですよ。都市計画部であろうが、建設部であろうが、これ一つですよ、津市ですよ。審議は一つでしか考えてませんよ。きちんとやってもらわな、予算全然なってないよ。どこの予算、今の野田ですか、片田久居線、それだけ。何したん。何にも進んでないでしょ。理解しとる職員誰もおらへんやろ。違うの。都市計画道路の経緯の知っとる人おらへんやろ。違うの。そんなんではあかんよ、やっぱり引継ぎをしっかりとってもらって、ようやってもらったありがたいなっていうお礼の言葉を僕ら出したんですよ。全然やってない。当時の青木副市長にいつぺん聞いてきておいで。ずっとそれから副市長何人か代わっとる。最近になって、副市長が出てこなくなったけど、そんな馬鹿な事はないといって山下さんが出るようになったんでは。だいたい軽視しとるんとかやうか、都市計画審議会を。みなさん、審議会の委員さんにしっかり分かるように答弁してもらわな終わらへんよ、部長。

事務局

まず半田久居線ですけれども、半田久居線はですね、元々豊里久居線という風な形で、当初、昭和21年に計画決定させていただいたものでございまして、平成28年の先ほど言った都市計画道路の見直しの中で、豊里久居線の区間廃止を行いまして、豊里八町線というのと、半田久居線に分割決定された、そんな風な経緯でございます。なので、路線としては昔からあったという風なことでございます。半田久居線はそこを今整備をとることを、当然、委員おっしゃるように斎場ですね、あその進入路のこともありますけど、そこ以外の部分も含めて整備をさせていただいておって、予算化しておるというのは把握をしてございます。

整備率もですね、都市計画道路全体の整備率も徐々に上がってきているかなと、そんな認識でございます。

八太委員がおっしゃっている井戸山垂水線ですね、青木副市長の時か

らですね重要な路線という風なことは、道路整備計画、これ議会答弁でも建設部させていただいておりますが、優先度ランクAという分類にされている路線だということで、そこはA、B、Cでランクを付けておりますが、重要な路線であると認識していると、これは津市全体の認識はそういう認識でございます。

ただし、これは先ほども何度も申し上げましたけども、予算も限られている中、国の補助金とかそういう風なこともある中でですね、やっぱり予算とか、あとは優先順位、あとは地域の合意形成の状況とか、そのへんを総合的に勘案しながら建設部の方で判断し、市としてそのような決定をして予算化をしておると、そのような状況であるのかなと受け止めてございます。

八太委員

国の補助金って申請もせんだら補助金も付きませんよ。申請あって初めてどうかということを審議されるかわかんけども、国の予算って申請もしてないのに付くわけがないじゃないですか。知らん人間に物言うとなんと違うよ。半田久居線のことはわかりましたけど、これと同じようにですね、最優先なんですよ、井戸山垂水線は。ひとつも進んでない。予算化してない。僕の質問に対しても答弁は旧津市の時の答弁。新市になってからの答弁と違いますよ、全然。あんたわかってないでしょ。最近都市計計画部長になられたけど、この時の問題ってのは引き継ぎを受けてますかきちんと。受け取る。そんなんやったら今のような答弁できないでしょ。何を受け継いどのや。おかしいでしょ。受け継いどのやったら今のような答弁できないはずですよ、部長。ごまかし答弁したら駄目だよ、議事録に残るんやから。分かる。そうでしょ。違う。立場代わったら同じこと言うと思いますよ、あなたも。我々は良くなって市民が喜んでもらえるようなまちづくりをせなあかんのでしょ、違うの。執行部も議会もみんながそうでしょ。喜べる津市を建設せなあかんに。なんにも道路進まんで、もう津へ入ってくるの嫌やと、中勢バイパス詰んでかなわんと。まだまん23号入ってきた方が早いわという風なご時世になっとるんですよ。これ大変な事やと僕は思うんですわ。僕らも市民の代弁者のうちの一人ですけれども情けない。ちゃんとやってください。今あなた答弁したことね、引継ぎをきちんと受けてない。でたらめ答弁したらあかん。今この場でね、でたらめという言葉が適切かどうかはわかりませんが、ほんとに憤りを感じるような答弁ですよ。僕の性格分かっとならね、あなたも。あなたが商工におるときからあなたの性格分かっとならね。そうでしょ。きちんとやるところはやってください、部長になったんやからな。お願いします。以上です。

議長（浅野会長）

八太委員からは以前もですね、都市計画道路の事については度々ご意見もいただいておりますので、状況はよくわかりました。

今日は井戸山垂水線の関係について審議する場ではないんですけど、確かに過去に都市計画決定した事についてですね、その後の進捗状況について、定期的に都市計画マスタープランを作って、今見直しが進んでますので、都市計画については道路だけでなく、公園とか上下水道とかいろんなもの都市計画決定されてますので、それらのバランスをみながら執行部としては予算化をしていかなければならないと思います。現在都市計画決定されているインフラ施設の進捗状況みたいなものを都市

	計画マスタープランでは評価として出てきてると思いますので、次回の時に、先ほど指摘していただいた都市計画道路の進捗状況も含めて、今見直している都市計画マスタープランの中で次の計画の中でどうなっていくのかということについて、資料をまとめて出していただいて説明していただいたらどうかと思いますけど、事務局側如何でしょうか。都市計画決定は道路だけではないので、上下水道とか公園とか色々なものを含めて審議してバランスよく審議して、その中で、道路の事も重要な一つの要素としてチェックしていかないといけないという事だと思いますが如何でしょうか。
事務局	今回の都市計画審議会都市計画施設について、事務局の方で道路や公園などの進捗状況、そういった資料を作成できるかも含めて検討させていただきたいと思います。
議長（浅野会長）	よろしくお願いします。 八太委員ご指摘のとおり、都市計画決定というのは決定してから何年以内に実現しないといけないというのが法律で義務化されていないものですから、その時の社会状況を見ながら、行政の執行部の判断で、ある時は上下水道を優先したり、ある時は公園整備を優先したり、ある時は道路整備を優先したりといった風になってますので、他市でもですね、数十年前に決定された都市計画施設がいまだに実現していないというのがたくさんあるという状況だと思いますので、重要なご指摘だと思います。
八太委員	議長さんがきちんと今整理していただいたんで、私共は満足しておるんですけども、やっぱりね、やる気がないんですよ、やる気が。確かにそうです。今上下水道はね、企業会計ですから、違う会計なんです。一般会計と違うじゃないですか、そうでしょ。一般会計は一般会計、企業会計って大事なことばかりなんですけれども、優先度も含めてですね、道路がないと災害になっても改修できないでしょ。やっぱり道路はきちっとやってほしいなと思ってます。虚偽の答弁は僕はおかしてかなわん。やってできないこともあります、これは世の中やでね。社会ではやろうと思ってもやれないこともあります。予算の都合もある。そやけど、国の補助金で、申請もせんの補助金が付くわけがないじゃないですか。そんな虚偽の答弁されると頭にきますよね。何を言われとるんやと。もうちょっときちんと議長が整理されたように、今回はね、きちっとみなさんに納得のいくような説明をお願いして終わります。
議長（浅野会長）	それでは八太委員ご意見どうもありがとうございました。 それではその他事項ですけど、他の委員の方から言い忘れたことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、本日もですね、審議にご協力をいただきましてありがとうございました。第35回津市都市計画審議会を閉会させていただきます。次回もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
	【閉会】